

大洲市農業委員会定例総会議事録

①	日 時	平成29年9月5日（火） 午前9時25分～午前10時2分							
②	会 場	大洲市役所 2階大ホール							
③	出席委員								
1	池田幸二	2	吉岡きみ子	3	長岡誠一	4	尾山満則		
5	西岡輝治	6	台越正洋	7	菊池啓二	8	森岡芳文		
9	菊地正夫	10	幸野登吉	11		12	川本由紀美		
13	矢野正祥	14	山首憲市	15	沖田辰夫	16	宮浦 実		
17	石岡猶一	18	中岡京子	19	池田雄一	20	森永茂史		
21	橋本英司	22	都築孝壽	23	水本福泉	24	池浦萬里子		
25	丸井幸造	26	山本多喜男	27	垣見正志	28	西内清信		
29	大本昭裕	30	武知 明	31	城本豊子	32	中本祐市		
33	坂 幹幸	34	久保壽男	35	浅野誠司	36	往見康範		
37	菊地久美子			39	請田竹男				
④	欠席委員	11	上田健二	38	有友章治				
⑤	遅刻委員								
⑥	事 務 局	木藤事務局長		是澤次長		沖田専門員（農地）			
		都築専門員（農政）		武田主査（農地）		萬願寺臨時職員			
⑦	農 林 水 産 課	篠原課長		井上課長補佐		松田主事			
⑧	会 議 の 内 容	議案第61号 農地法第3条の規定による許可申請について							
		議案第62号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について							
		議案第63号 農地転用事業計画変更申請について							
		議案第64号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について							
		議案第65号 非農地証明について							
		議案第66号 農用地利用集積計画の決定について							
		議案第67号 農地利用配分計画（案）について							
		議案第68号 大洲市農業委員会事務局設置規則の一部改正について							

事務局（局長）	只今から平成29年第9回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。開会に当たり、宮浦会長からご挨拶をお願いいたします。
会 長	（会長挨拶）
事務局（局長）	只今から議案審議に移らせていただきます。会議規則第3条によりまして、宮浦会長に議事の進行をお願いいたします。
議 長（会長）	<p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>出席委員は39名中37名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>本日、8番 上田健二委員、38番 有友章治より欠席の報告を受けております。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。</p> <p>まず、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員に、5番 西岡輝治委員並びに6番 台越正洋委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第2、書記の指名を行います。</p> <p>本日の会議の書記に事務局の武田主査を指名いたします。</p> <p>それでは、日程第3、議案審議に入ります。</p>
議 長（会長）	議案第61号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局 （専門員兼農政係）	<p>議案第61号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明します。</p> <p>議案書1ページをご覧ください。</p> <p>1番、長浜町下須戒の土地、畑1筆・443㎡は売買による所有権の移転です。</p> <p>所有権移転後も引き続き、野菜の栽培をします。</p> <p>農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。</p> <p>以上、1件のご審議をよろしく願います。</p>
議 長（会長）	只今、事務局より説明がありました。まず、地元委員さんより報告をうけたいと思います。1番。
1 番	<p>1番案件について、ご説明いたします。議案説明資料1ページをご覧ください。</p> <p>売買による所有権移転になります。</p> <p>申請地は、元の大和小学校の東側に位置する『空き家バンクに登録された物件に付属する農地』で、先月の定例総会において、1アール以上で取得できる農地として農業委員会が指定した農地です。</p> <p>譲受人は会社役員をしておりますが、今回の農地取得にあたり夫婦で自家消費用の野菜を作っていきたいと「新規営農計画書」も提出されております。また、譲受人の妻は同じ町内出身の方で、子どもの頃から両親の農業を手伝っており、耕作については、不安はないものと考えます。</p> <p>申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はなく、第7号関係の「地域調和」につきましても、現</p>

	<p>状のまま露地野菜を植栽される予定であることから、特に問題はないものと思われま</p> <p>す。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議 長 (会長)	<p>只今、地元委員さんからの報告がありました。何かご質疑はございませんか。</p>
委 員	<p>(質疑なし)</p>
議 長 (会長)	<p>特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することにご異議はございませんか。</p>
委 員	<p>(異議なし)</p>
議 長 (会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定をいたしました。</p> <p>次に、議案第62号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」と関連がありますので、議案第63号「農地転用事業計画変更申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (主査農地係)	<p>失礼いたします。</p> <p>議案第62号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。</p> <p>議案書2ページ並びに別紙議案説明資料の2ページから5ページを併せてご覧ください。</p> <p>1番、菅田町大竹の土地4筆です。</p> <p>1番案件につきましては、申請者の息子の住宅建築のため平成28年1月に農地法第5条の許可を受けた土地の隣接地にあたる転用案件でございます。</p> <p>申請地隣に息子の住宅を建築するにあたり、水害に対処するため、宅地の高さを嵩上げする計画をしており、申請地だけでは露天駐車場及び作業場、通路の確保ができないことから、申請地を一体利用し露天駐車場及び作業場、通路を設置するものです。</p> <p>申請地は、市内中心部から東南東に約4.2kmのところの位置し、付近には公共施設等がなく、また、一定規模以上の農地の集団性がない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。</p> <p>なお、平成29年2月に造成工事をされており、このことにつきましては、是正を目的とした追認案件でありましたので、始末書を提出していただいております。県に違反転用事案報告書を提出する予定であります。</p> <p>一般基準の各審査項目につきましては、別紙議案説明資料2ページをご確認いただけたらと思います。</p> <p>以上、1件です。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議 長 (会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。</p>
13番	<p>1番案件について、調査結果をご報告申し上げます。</p> <p>説明資料の2ページから5ページをお開きください。</p> <p>まず、立地基準である第2号の「代替性要件」につきましては、説明</p>

資料記載のとおり問題ないと考えます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、資力及び信用につきましては、自己資金及び金融機関からの融資で行いますし、転用面積の妥当性につきましても、問題ないと思われま

す。また、先程、事務局から説明がありましたように、すでに、露天駐車場及び作業場、通路等に造成されており、この件につきましては、違反転用の状況にあることから、本人も始末書を提出し、大変反省をされております。

第4号の「周辺農地等への影響」につきましては、申請地の北側、東側は自己所有地であり、また、近接農地におきましても、農地所有者からの同意は得ておりますので、各項目において適当と思われることから問題ないと考えます。

よって、本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当として追認許可は止むを得ないものと考えます。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

事務局（次長）

失礼いたします。

議案第63号「農地転用事業計画変更申請について」ご説明申し上げます。

議案書3ページ並びに別紙議案説明資料の6ページから9ページまでを併せてご覧ください。

1番、菅田町大竹の土地4筆、107.26㎡の案件は、平成27年の第12回定例総会にて審議され、翌年1月28日付で許可になっていた案件でございます。

当初計画されていましたが、自己住宅の建築面積を、88.22㎡から97.71㎡に、また、造成高を1.8m嵩上げする等の計画に転用事業を変更しようとするものでございます。場所等につきましては、先程第45条でご説明しました農地の隣接地でございます。農地区分は、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くになく、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。したがって、立地基準の代替性と、一般基準を中心に審議をお願いいたします。

なお、当該変更の許可を得ないまま事業を実施したことから、始末書が提出されております。

以上、1件でございます。ご審議の程お願いいたします。

13番

それでは、1番案件の調査結果を報告いたします。

議案説明資料の6ページから9ページを参考にしてください。

本件は、事務局報告のとおり、昨年1月に転用が許可されていた案件でございます。

場所は、菅田連絡所から南に約2.2kmの本郷地区内に位置します。

変更内容は、水害に対応するため造成高を1.8m嵩上げたこと、住宅の建築面積を16㎡程増やすこととしたため、進入路や駐車場の確保ができなくなり、先程の4条の申請に合わせて、5条の当初計画を変更しようとするものです。

立地基準については当初計画から変更はなく、また、一般基準についても造成や住宅建築はすでに完了しており、また追加される進入路等の4条の申請もなされていることから、問題ないものと思われま

す。よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、また、追加造成や無断変更については始末書を提出し、現地調査の際の言

動でも十分反省をされておりましたので、計画変更は止むを得ないものと考えます。以上、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議長（会長） 只今、両議案について報告がありました。何かご質疑はございませんか。

委員 （質疑なし）

議長（会長） 特にご質疑もないようですので、議案第62号を申請のとおり許可相当として、議案第63号を申請のとおり変更承認相当として送付することにご異議はございませんか。

委員 （異議なし）

議長（会長） ご異議ないものと認め、本両案は申請のとおり許可相当、変更承認相当として送付することに決定をいたしました。

次に、議案第64号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局（次長）

失礼いたします。

議案第64号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

議案書4ページ並びに別紙議案説明資料の10ページから23ページまでを併せてご覧ください。

1番、徳森の土地、426㎡の案件は、現在、賃貸共同住宅に居住しているが、子供3人も成長し手狭で不便になったことから、新たに自己住宅を建築するため、申請地を父から使用貸借しようとするものでございます。

農地区分は、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近づくなく、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。したがって、立地基準の代替性と、一般基準を中心に審議をお願いいたします。

2番、多田の土地、204㎡の案件は、当社は、外国より宿根草・西洋野菜の種・株・チューリップの球根等を輸入し、園芸店に販売しているが、配送用トラック・来客用の駐車場がなく支障があることから、新たに露天駐車場を設けるため、申請地を賃貸借しようとするものでございます。

農地区分は、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近づくなく、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。したがって、立地基準の代替性と、一般基準を中心に審議をお願いいたします。

なお、すでに露天駐車場として利用されていることから始末書が提出されております。

3番、八多喜町の土地、405㎡の案件は、当社は、市内で左官工事業ほかを営んでいるが、既存事業地が手狭で不便な状況となっていることから、事業用車両の露天駐車場とするため、申請地を取得しようとするものでございます。

農地区分は、おおむね300m以内に八多喜連絡所の存する農地であることから、第3種農地と判断しております。したがって、立地基

	<p>準には適合しており、一般基準についてご審議をお願いいたします。</p> <p>なお、既に、過去に申請地の一部に砕石が投入され、駐車場として利用されていたことから始末書が提出されております。</p> <p>以上、3件でございます。ご審議の程よろしくをお願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。</p>
6番	<p>それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。</p> <p>議案説明資料の10ページから14ページを参考にしてください。</p> <p>申請地は、11・12ページの位置図のとおり、大洲警察署の東、約460mに位置する農地です。</p> <p>まず、立地基準である第2号の「代替性要件」ですが、報告書記載のとおりであり、特に問題はないものと思われます。</p> <p>次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第自己資金及び金融機関からの融資にて着工したいとのことですので、問題ないものと思われます。</p> <p>また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、申請地の北側と南側に農地がありますが、南側は譲り渡し人の農地であり、また北側についても同意を得られていることから、特に問題はないものと思われます。</p> <p>よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。ご審議の程よろしくをお願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>続きまして、2番。</p>
21番	<p>それでは2番案件の調査結果をご報告いたします。</p> <p>議案説明資料の15ページから18ページを参考にしてください。</p> <p>申請地は、17ページの位置図のとおり、峠橋の左岸側から南に400m程のところにある農地です。</p> <p>まず、立地基準である第2号の「代替性要件」ですが、報告書記載のとおりであり、特に問題はないものと思われます。</p> <p>次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、写真のように違反転用にて、すでに完了しておりますので、問題はございません。</p> <p>また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、18ページの土地利用計画図・地番地目図のとおり周囲に農地がないことから、特に問題は生じないものと思われます。</p> <p>なお、先程も申しあげましたが、すでに違反転用にて駐車場として利用されていることから、始末書を提出され反省されております。</p> <p>よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、また、始末書を提出し、反省もしているようですので、追認許可は止むを得ないものと考えます。以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくをお願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>続きまして、3番。</p>
22番	<p>それでは3番案件の調査結果をご報告いたします。</p> <p>議案説明資料の19ページから23ページを参考にしてください。</p> <p>申請地は、20・21ページの位置図のとおり、八多喜連絡所から東</p>

	<p>北東に約220m、市営住宅本町団地の北側にある農地です。</p> <p>まず、立地基準ですが、事務局説明のとおり第3種農地ですので、問題ないと思われます。</p> <p>次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第自己資金にて着工したいとのことであり、また一部にはバラスを撒きすでに駐車場として利用されているようですので、問題ないものと思われま</p> <p>す。</p> <p>また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、申請地の東側に農地がありますが、周辺農地の同意は得られているとのことから、特に問題ないものと思われま</p> <p>す。</p> <p>よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、また、始末書を提出し、反省もしているようですので、追認許可は止むを得ないものと考えま</p> <p>す。</p> <p>以上、現地調査の報告といたします。ご審議の程よろしく願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>只今、地元委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はございませんか。</p>
委員	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することにご異議はございませんか。</p>
委員	<p>（異議なし）</p>
議長（会長）	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第65号「非農地証明について」を議題といたします。事務局の説明を求めま</p>
事務局（次長）	<p>失礼いたします。</p> <p>議案第65号「非農地証明について」ご説明申し上げます。</p> <p>議案書5ページ並びに別紙議案説明資料の24ページから26ページまでを併せてご覧ください。</p> <p>1番、肱川町名荷谷の土地、704㎡の案件は、転用（植林に限る：20年以上経過）し、復旧が著しく困難ということで申請があったものでございます。</p> <p>申し出によりますと、申請地は、日当たりも悪く農業用機械の搬入にも支障のある農地であったため昭和60年頃に植林したもので、復旧が著しく困難となったとのことでございます。</p> <p>以上1件、1筆、704㎡でございます。ご審議の程よろしく願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。</p>
33番	<p>それでは、1番案件の調査結果を報告いたします。</p> <p>議案説明資料の24ページから26ページを参考にしてください。</p>

	<p>申請地は、25ページの位置図のように旧正山小学校から南に300mのところに位置する農地です。</p> <p>申請によりますと、申請地は、周囲を山林に囲まれ日当たりも悪く、また進入路も狭く農業用機械の搬入もできない悪条件の農地であったため、昭和60年頃に植林したもので復旧が著しく困難との申し出です。</p> <p>申請地は現地調査による樹木の生育状況から植林後少なくとも20年以上が経過していると推察することができ、また、農地への復旧には、開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから、復旧は著しく困難と認められます。</p> <p>よって、本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>只今、地元委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はございませんか。</p>
委員	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>特にご質疑もないようですので、この証明願の土地については非農地と判断し、証明書を交付することにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>（異議なし）</p>
議長（会長）	<p>ご異議ないものと認め、この証明願の土地については、非農地と判断し、証明書を交付することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第66号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局 （専門員兼農政係）	<p>議案第66号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。議案書の6ページをご覧ください。</p> <p>1番 新たに農地を借り受けて、野菜を栽培するため、賃借権を4年間設定しようとするものです。</p> <p>2番 新たに農地を借り受けて、水稻を栽培するため、賃借権を5年間設定しようとするものです。</p> <p>3番 引き続き、野菜を栽培するため、使用賃借権を5年間設定しようとするものです。</p> <p>7ページです。</p> <p>4番 新たに農地を借り受けて、果樹を栽培するため、賃借権を10年間設定しようとするものです。</p> <p>5番 引き続き、野菜苗を栽培するため、賃借権を6年間設定しようとするものです。</p> <p>6番 同じく、引き続き、野菜苗を栽培するため、賃借権を5年間設定しようとするものです。</p> <p>8ページです。</p> <p>7番 新たに農地を借り受けて、野菜を栽培するため、賃借権を5年間設定しようとするものです。</p> <p>8番から10ページの14番まで、新たに農地を借り受けて、水稻・麦を栽培するため、賃借権を5年間設定しようとするものです。</p> <p>15番及び16番 新たに農地を借り受けて、水稻・麦を栽培するため、使用賃借権を5年間設定しようとするものです。</p>

17番から20番 新たに農地を借り受けて、野菜を栽培するため、賃借権を10年間設定しようとするものです。

以上、利用権設定及び件筆数は、20件・34筆、利用権設定総面積は、55,028㎡。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと思われます。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長（会長） 只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はございませんか。

委 員 （質疑なし）

議 長（会長） 特にご質疑もないようですので、本案を原案のとおり決定することにご異議はございませんか。

委 員 （異議なし）

議 長（会長） ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。

次に、議案第67号「農用地利用配分計画（案）について」と議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局（専門員兼農政係） 議案第67号「農用地利用配分計画（案）について」をご説明します。

議案説明資料の本議案では、公益財団法人えひめ農林漁業振興機構が中間管理権の設定を受けた農地を借受希望者に貸借する計画について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、大洲市長より意見を求められていることから、ご審議をお願いするものです。

1番、上須戒の土地、畑9筆・計19,443㎡は、野菜を栽培するために賃借権を10年間設定しようとするものです。

なお、利用権の設定を受ける者は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと思われます。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長（会長） 只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委 員 （質疑なし）

議 長（会長） 特にご質疑もないようですので、本案を原案のとおり認めることにご異議はございませんか。

委 員 （異議なし）

議 長（会長） ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり認めることにいたします。

次に、議案第68号「大洲市農業委員会事務局設置規則の一部改正について」と議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局（次長） 失礼いたします。

議案第68号「大洲市農業委員会事務局設置規則の一部改正について」

ご説明申し上げます。

議案書16ページ並びに別紙議案説明資料の27ページから29ページまでを併せてご覧ください。

今回の改正は、農業委員会等に関する法律の改正により、本規則で定める身分証明書に農地利用最適化推進委員さんを追加するほか、所要の規定を定めるため、この規則の一部を改正しようとするものでございます。

議案説明資料27ページの新旧対照表をご覧ください。右側が改正前、左側が改正後となっております。改正前の改正部分はアンダーライン、改正後のところは、赤字で表示しております。

まず、第6条第1項と第8条ですが、「委員会」を「農業委員会」に改めるものです。

第9条は、身分を示す証票について規定しており、農業委員さん事務局職員に加え、推進委員さんにも身分証明書を交付するようにし、併せてその内容を様式として規定しようとするものです。

施行期日は、新制度に移行した本年7月20日からの施行としております。

説明は、以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はございませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、この規則を一部改正することにご異議はございませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、この規則を一部改正することに決定いたします。

以上で、本日の定例総会に提案しました議案の全ての審議が終了いたしましたので、議事を閉じることにいたします。
